

一般廃棄物最終処分場

維持管理計画

余 市 町

1. 主要施設の維持管理

(1) 貯留構造物

貯留構造物が機能を損なわないために、次のような管理を行う。

- ①貯留構造物の変位等の確認（月1回程度の頻度）
 - ・水平変位、鉛直変位（沈下）、外観形状（傾斜、ひび割れ）を確認する。
- ②地震、台風等の直後（随時）
 - ・地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行う。
- ③貯留構造物異常時の処置（随時）
 - ・貯留構造物に異常が認められた場合は、直ちに埋立を停止し、原因究明および補修を行う。

(2) しゃ水工

埋立開始前、作業中、作業前後等において、次のような管理を行う。

- ①埋立開始前（日常）
 - ・当日の埋立予定部分に含まれるしゃ水工について、目視による点検を行う。
- ②埋立作業中（日常）
 - ・しゃ水工付近は特に重機の走行に留意し、廃棄物の転圧を行う。
- ③埋立後（月1回、年1回・・・別紙1参照）
 - ・モニタリング井戸の水質分析を定期的に行う。
- ④地震、台風等の直後（随時）
 - ・地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行う。
- ⑤しゃ水工異常時の処置（随時）
 - ・しゃ水工に異常が認められた場合は、直ちに埋立を停止し、原因究明および補修を行う。

(3) 雨水集排水施設

- ①雨水分離側溝等の管理（月1回程度の頻度）
 - ・水路の勾配等の定期的な点検および降雨時等の流況を確認する。
 - ・土砂および落葉等の堆積物を確認し、必要に応じてこれを除去する。
- ②雨水分離側溝等異常時の処置（随時）
 - ・雨水分離側溝等に異常が認められた場合は、直ちに原因究明及び補修を行う。

(4) 浸出水集排水施設

- ①ピット（月1回程度の頻度）
 - ・浸出水量の経時的変化の観測を行う。また、土砂だめの土砂量を定期的に計測し、必要に応じてこれを除去する。
 - ・ポンプ送水能力の確認を行う。
- ②浸出水集排水施設異常時の処置（随時）
 - ・集排水管が、スケール付着等により機能低下した場合、高圧水洗浄等を用い機能を回復させる。
 - ・送水ポンプは2台の交互運転を計画しているため、即時に問題とはならないが、故障したポンプ

は早急に交換する。

(5) 浸出水処理施設

① 浸出水処理施設の運転状況確認（日常）

- ・ 浸出水処理施設における中央操作盤の確認や処理棟内の見回りを行う。

② 埋立時期別管理（随時）

- ・ 埋立初期には、埋立地内保護土に含まれるシルト分が多く流入することがあるため、ピットの排砂を適宜行う。
- ・ 埋立中期、後期は浸出水の水質は比較的安定するが、生物難分解性物質が増加するため特に凝集沈殿処理離工程での管理に留意する。

③ 季節別（日常）

- ・ 冬期間は、凍結に注意しながら水温調節を行い、生物処理工程での低負荷運転に対応する。
- ・ 融雪期は、処理水量の著しい増加に対応した運転管理を行う。

④ 処理工程別（日常）

- ・ 生物処理工程（接触ばっ気法）では、接触材の目詰まり、変形、破損、付着物、及び生物膜の色などを観察し、異常の有無を確認する。
- ・ 凝集反応に最適な pH を確保し、反応時間、攪拌速度を適正に維持する。また、薬品は適正な添加量を維持する。

⑤ 浸出水処理施設異常時の処置（随時）

- ・ 浸出水処理施設に異常が認められた場合は、直ちに処理水の放流を停止し、原因究明および補修を行う。

⑥ 浸出水調整池の管理（週 1 回程度の頻度）

- ・ 浸出水調整池の水位や浸出水ピットの堆砂量を確認する。
- ・ 浸出水調整池を定期的に点検し、浸出水調整池が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずる。

(6) 発生ガス処理設備

① ガス抜き管および埋立廃棄物の管理（月 1 回程度の頻度）

- ・ ガス抜き管の設置状況を確認する。
- ・ 発生ガスの状況や地盤の沈下状況を確認し、廃棄物層の安定化状況を把握する。

② 発生ガス対策設備異常時の処置（随時）

- ・ 発生ガス対策設備に異常が認められた場合は、原因究明および補修を行う。

2. 管理施設の維持管理

(1) 搬入管理設備

搬入管理設備は、施設へ搬入されるごみが受入れ基準に合致しているか確認し、トラックスケールによる計量・記録などの管理を行う。

①最終処分場へ搬入する埋立物の管理

- ・最終処分場への受入れ基準の確認は、搬入時に行う管理人の外観検査による。
- ・搬入管理はできるだけ自動化し、計量後、伝票（年月日、業者名、車種、品種、重量等）の発行および集計（日報、月報等）ができるものを使用する。

(2) 管理棟設備

管理棟設備は、計量施設と一体になっている既存管理棟を利用する。

(3) モニタリング設備

最終処分場を適切に管理するため、搬入ごみ、埋立状況、浸出水、地下水、発生ガス、悪臭についてモニタリングを必要に応じて行う。

モニタリング方法と設備は、下表のとおりである。なお、放流水および地下水についての水質分析項目及び測定頻度は、別紙2に示す。

モニタリング計画

項目	目的	方法	設備
搬入ごみ	最終処分場への受入基準に適合しているか確認する。	搬入時に目視検査を行う。	-
埋立状況	安全・衛生を保持し、埋立地の安定化状況を確認する。	埋立地の状況や地盤の沈下について、管理人が目視で確認する。	-
放流水	放流水が達成目標値を満足しているか確認する。	施設の適正管理及び定期的な放流水の水質試験を行う。（別紙2参照）	・計装設備 ・水質分析機器
地下水	地下水の汚染が生じていないか確認する。	定期的に地下水の水質検査を行う。（別紙2参照）電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合は速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ記録する。また水質検査の悪化が認められた場合は、原因の究明、生活環境の保全上必要な措置を行う。	・モニタリング井戸
発生ガス	ガスの発生装置から埋立地内部の状態を推測する。	ガス抜き管開口部からガスの発生状況や温度等の測定を行う。	・ガス抜き管
悪臭	悪臭が発生していないか確認する。	定期的に機器分析あるいは官能試験を実施します。	-

※放流水が基準を超越する等、浸出水処理施設が異常の際は、放流を中止する。

3. 関連施設の維持管理

(1) 立札、門、囲障設備

- ・埋立地には基準省令に基づく立札を設ける。
- ・閉鎖された埋立地を埋立処分場以外の用に供する場合は、囲い、杭、その他の設備により埋立地の範囲を明らかにする。
- ・立札は、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講ずる。

(2) 前処理破碎施設

①施設稼働時

- ・既設管理棟トラックスケールで計量、内容確認された粗大ごみは、当該施設プラットホームに荷卸しされ、主に可燃物、不燃物、有価物に分類し、破碎する。
- ・破碎後の可燃物は広域施設へ搬出、有価物（金属類）は回収、破碎不燃物は埋立地へ搬入する。それぞれの破碎物は搬入までの期間保管する。
- ・運転開始時には、機器等の安全確認を必ず行うものとする。
- ・施設での作業は少なくとも2名で行い、非常時の緊急連絡ができるようにする。

②施設休止時

- ・施設休止時には機器の保守、点検、破碎物保管状況の確認を行う。

4. 埋立環境の維持管理

(1) 廃棄物の飛散に対する措置

- ・廃棄物は確実に堰堤内に埋め立て、覆土を施す。
- ・焼却残渣等の粉状のものは、飛散防止のため湿潤状態で搬入する。

(2) 悪臭に対する措置

悪臭が発生しやすい廃棄物は、覆土もしくはその他の廃棄物を用いて覆うと共に、場合によっては消臭剤を用いて悪臭に対応する。

(3) 火災に対する措置

管理棟および浸出水処理施設に消火器を設置する。また廃棄物の火災については、覆土を用いた初期消火を行う。

(4) ねずみ、はえ等に対する措置

ねずみ、はえ等が発生しないように覆土を行うが、場合によっては薬剤の散布等を行いこれに対応する。

5. 埋立終了後から廃止までの維持管理

埋立処分が終了した埋立地は、転圧締固を行った厚さ50cmの土砂により開口部を閉鎖する。
また閉鎖した埋立地を緑化することにより、最終覆土の流出防止を図る。

浸出水処理施設は流入水質が安定するまで稼働を続けるため、定期的な管理が必要である。この時に、その他の屋外設備をあわせて見回り、問題がないか確認する。

また廃止基準に係る項目の点検、検査を行う。

①悪臭の発散防止に関わる措置

最終覆土を行う。

②火災の発生防止に関わる措置

最終覆土を行い、発生ガスを速やかに排除するためにガス抜き管を設ける。

③衛生害虫等の発生防止に関わる措置

最終覆土を行う。

④地下水等の水質

電気伝導率及び塩化物イオンの測定を1回/月、その他の項目を1回/年測定する。

⑤保有水等の水質

pH、BOD、SSを1回/3ヶ月、その他の項目を1回/6ヶ月測定する。

⑥ガスの発生

埋立終了後に測定し、その後1回/3ヶ月測定する。

⑦埋立地の内部温度

廃止の確認申請の直前に測定する。

埋立終了から廃止まで、異常の有無及び埋立地の安定化状況を把握するため、上記④～⑦を含む項目については、下記のとおり記録をとる。

埋立終了後における記録事項

擁壁等の点検	点検を行った年月日、破損するおそれがあると認められた場合に講じた措置
周辺地下水	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果
浸出水	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果
ガスの発生	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果
埋立地の内部温度	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果

放流水の水質について達成することとした数値
(埋立時、埋立終了後から廃止まで)

有害物質の種類	測定頻度	達成することとした数値
水素イオン濃度 (pH)	1 ヶ月に1回以上	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	1 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
大腸菌群数	年に1回以上	3000 個/cm ³ 以下
ダイオキシン類	年に1回以上	10pg-TEQ/L 以下
カドミウム及びその化合物	年に1回以上	カドミウム 0.1mg/L 以下
シアン化合物	年に1回以上	シアン 1mg/L 以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	年に1回以上	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	年に1回以上	鉛 0.1mg/L 以下
六価クロム及びその化合物	年に1回以上	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	年に1回以上	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	年に1回以上	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	年に1回以上	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	年に1回以上	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	年に1回以上	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	年に1回以上	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	年に1回以上	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	年に1回以上	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	年に1回以上	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	年に1回以上	0.2mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	年に1回以上	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	年に1回以上	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	年に1回以上	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	年に1回以上	0.02mg/L 以下
チウラム	年に1回以上	0.06mg/L 以下
シマジン	年に1回以上	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	年に1回以上	0.2mg/L 以下
ベンゼン	年に1回以上	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	年に1回以上	セレン 0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	年に1回以上	50mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	年に1回以上	15mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	年に1回以上	200mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	年に1回以上	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	年に1回以上	30mg/L 以下
フェノール類含有量	年に1回以上	5mg/L 以下
銅含有量	年に1回以上	3mg/L 以下
亜鉛含有量	年に1回以上	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	年に1回以上	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	年に1回以上	10mg/L 以下
クロム含有量	年に1回以上	2mg/L 以下
窒素含有量	—	—
磷含有量	—	—

放流水の測定頻度（埋立時、埋立終了後から廃止まで）

有害物質の種類	測定頻度	達成することとした数値
水素イオン濃度 (pH)	1 ヶ月に1回以上	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	1 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
大腸菌群数	年に1回以上	3000 個/cm ³ 以下
ダイオキシン類	年に1回以上	10pg-TEQ/L 以下
カドミウム及びその化合物	年に1回以上	カドミウム 0.1mg/L 以下
シアン化合物	年に1回以上	シアン 1mg/L 以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	年に1回以上	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	年に1回以上	鉛 0.1mg/L 以下
六価クロム及びその化合物	年に1回以上	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	年に1回以上	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	年に1回以上	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	年に1回以上	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	年に1回以上	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	年に1回以上	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	年に1回以上	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	年に1回以上	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	年に1回以上	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	年に1回以上	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	年に1回以上	0.2mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	年に1回以上	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	年に1回以上	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	年に1回以上	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	年に1回以上	0.02mg/L 以下
チウラム	年に1回以上	0.06mg/L 以下
シマジン	年に1回以上	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	年に1回以上	0.2mg/L 以下
ベンゼン	年に1回以上	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	年に1回以上	セレン 0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	年に1回以上	50mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	年に1回以上	15mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	年に1回以上	200mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	年に1回以上	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	年に1回以上	30mg/L 以下
フェノール類含有量	年に1回以上	5mg/L 以下
銅含有量	年に1回以上	3mg/L 以下
亜鉛含有量	年に1回以上	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	年に1回以上	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	年に1回以上	10mg/L 以下
クロム含有量	年に1回以上	2mg/L 以下
窒素含有量	—	—
燐含有量	—	—

地下水の水質の測定頻度（埋立時、埋立終了後から廃止まで）

有害物質の種類	測定頻度	基準値
電気伝導率	月1回以上	
塩化物イオン	月1回以上	
ダイオキシン類	年1回以上	1pg-TEQ/L 以下
アルキル水銀	年1回以上	検出されないこと
総水銀	年1回以上	0.0005mg/L 以下
カドミウム	年1回以上	0.01mg/L 以下
鉛	年1回以上	0.01mg/L 以下
六価クロム	年1回以上	0.05mg/L 以下
砒素	年1回以上	0.01mg/L 以下
全シアン	年1回以上	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	年1回以上	検出されないこと
トリクロロエチレン	年1回以上	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	年1回以上	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	年1回以上	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	年1回以上	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	年1回以上	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	年1回以上	0.02mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	年1回以上	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	年1回以上	1.0mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	年1回以上	0.006mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	年1回以上	0.002mg/L 以下
チウラム	年1回以上	0.006mg/L 以下
シマジン	年1回以上	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	年1回以上	0.02mg/L 以下
ベンゼン	年1回以上	0.01mg/L 以下
セレン	年1回以上	0.01mg/L 以下

放流水の水質測定頻度（廃止基準確認時）

有害物質の種類	測定頻度	排水基準
水素イオン濃度 (pH)	3 ヶ月に1回以上	6.5~8.5
生物学的酸素要求量 (BOD)	3 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	3 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
大腸菌群数	年に1回以上	3000 個/cm ³ 以下
ダイオキシン類	6 ヶ月に1回以上	10pg-TEQ/L 以下
カドミウム及びその化合物	6 ヶ月に1回以上	カドミウム 0.1mg/L 以下
シアン化合物	6 ヶ月に1回以上	シアン 1mg/L 以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	6 ヶ月に1回以上	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	6 ヶ月に1回以上	鉛 0.1mg/L 以下
六価クロム及びその化合物	6 ヶ月に1回以上	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	6 ヶ月に1回以上	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	6 ヶ月に1回以上	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	6 ヶ月に1回以上	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	6 ヶ月に1回以上	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	6 ヶ月に1回以上	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	6 ヶ月に1回以上	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	6 ヶ月に1回以上	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	6 ヶ月に1回以上	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	6 ヶ月に1回以上	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	6 ヶ月に1回以上	0.2mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	6 ヶ月に1回以上	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	6 ヶ月に1回以上	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	6 ヶ月に1回以上	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	6 ヶ月に1回以上	0.02mg/L 以下
チウラム	6 ヶ月に1回以上	0.06mg/L 以下
シマジン	6 ヶ月に1回以上	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	6 ヶ月に1回以上	0.2mg/L 以下
ベンゼン	6 ヶ月に1回以上	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	6 ヶ月に1回以上	セレン 0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	6 ヶ月に1回以上	50mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	6 ヶ月に1回以上	15mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	6 ヶ月に1回以上	200mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	6 ヶ月に1回以上	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	6 ヶ月に1回以上	30mg/L 以下
フェノール類含有量	6 ヶ月に1回以上	5mg/L 以下
銅含有量	6 ヶ月に1回以上	3mg/L 以下
亜鉛含有量	6 ヶ月に1回以上	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	6 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	6 ヶ月に1回以上	10mg/L 以下
クロム含有量	6 ヶ月に1回以上	2mg/L 以下
窒素含有量	—	—
リン含有量	—	—

※放流水の水質が、廃止基準に達してから